

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成28年12月13日（平成28年（行個）諮問第177号）

答申日：平成29年2月9日（平成28年度（行個）答申第170号）

事件名：本人が総務省のホームページからインターネットにより北海道管区行政評価局に公証制度に関する要望意見を申し出た文書等の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月19日付け北海相第117号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、総務省のサーバーから北海道管区行政評価局に送信された審査請求人のインターネットによる行政相談の内容が添付されたメールの開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）理由説明書

全部開示の決定を受けたのに、総務省のサーバーから北海道管区行政評価局に送信された審査請求人のインターネットによる行政相談の内容が添付されたメールが開示されていないから。

（2）意見書

総務省のサーバーから北海道管区行政評価局に送信された審査請求人のインターネットによる行政相談の内容が添付されたメール（以下「A4横メール」という。）

行政苦情110番メール・行政相談内容を供覧した文書（以下「A4縦メール」という。）

札幌総合行政相談所行政相談委員A、行政相談委員Bによると、行政苦情110番メールは、総務省のサーバーから北海道管区行政評価局に送信し、A4横メールを印刷し、担当者を決め、担当者がA4縦メールを作成する。A4横とA4縦の両方を保存している。ゆえに、A4横の

メールが存在する。

送信月日 タイトル等 A 4 横メール A 4 縦メール 相談対応票
処理方法

特定日 A 公証人接客研修 なし 有 有 札幌法務局に通知

特定日 B 北海道管区行政評価局職員 A ねつ造メール ねつ造 ねつ
造 ねつ造 電話

特定日 C 公証倫理委員会 有 作成しない 同左 回答しない

特定日 D 特定日 E に審査請求人がインターネットで申出 有 作成
しない 同左 メール

特定日 F 特定日 B 特定時間審査請求人が送信したメール 有 作成
しない 同左 電話

特定日 G 警視庁に被害届 有 作成しない 同左 メール

また、北海道管区行政評価局は、特定年月日時不明に受信したと主張
しているが、役所では通知年月日、受理年月日は必ず記録しています。

今回の審査請求書でも、平成 28 年 10 月 19 日付け開示決定、平成
28 年 10 月 20 日付け処分があったことを知った日と記載するような
様式になっています。

当然、北海道管区行政評価局は、受信した日時の分かる資料（A 4 横
メール）と、受理した日の分かる資料（A 4 縦メール）を保存していま
す。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成 28 年 9 月 29 日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記 2 の保有
個人情報について開示請求があった。処分庁は、同年 10 月 19 日付けで
開示決定（全部開示）を行った。

本件審査請求は、開示決定された保有個人情報の中に、審査請求人のイ
ンターネットによる行政相談の内容が添付されたメールが含まれていない
として、同月 28 日付けで諮問庁に対し行われたものである。

2 開示請求の対象となった保有個人情報

本件開示請求の対象となった保有個人情報は、審査請求人が北海道管区
行政評価局に特定年月に行政相談し、特定日 H に同局から電話連絡を受け
た事案について、①審査請求人が総務省のホームページからインターネッ
トにより同局に公証制度に関する要望意見を申し出た文書、②同日に同局
が審査請求人に電話確認した内容が分かる資料、③同局が審査請求人の要
望意見を札幌法務局に参考通知した資料及び④当該事案の処理状況が分か
る相談対応票（特定受付番号）である。

3 審査請求の理由

全部開示の決定を受けたが、総務省のサーバーから北海道管区行政評価

局に送信された審査請求人のインターネットによる行政相談の内容が添付されたメールが開示されていないため、開示してほしい。

4 諮問庁の意見

審査請求人が開示を求めるメールは、総務省ホームページの「インターネットによる行政相談受付」を利用して審査請求人が送信した行政相談について、受信したことを知らせるため、メールサーバーから処分庁に対して自動送信されたメールであると特定できる。

処分庁においては、当該メールについて、相談者の氏名、住所、電話番号、相談内容等を所定の様式に複写した後、廃棄する扱いとしている。

審査請求人に係る当該メールについて、処分庁をして、メール受信ボックス内を確認したところ、廃棄済みであることを確認した。また、本件行政相談を受け付けた職員に対して、紙媒体又は電子媒体により別途保存した事実はないことを確認するとともに、加えて、執務室内、書庫内及び共用ドライブ内を探索したが、当該メールの存在は、確認できなかった。

よって、諮問庁は、処分庁が当該メールを保有個人情報として保有していないと結論付けざるを得ない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成28年12月13日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成29年1月5日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同月20日 | 審議 |
| ⑤ 同年2月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「審査請求人が北海道管区行政評価局に特定年月に行政相談し、特定日Hに同局から電話連絡を受けた事案について、①審査請求人が総務省のホームページからインターネットにより同局に公証制度に関する要望意見を申し出た文書、②同日に同局が審査請求人に電話確認した内容が分かる資料、③同局が審査請求人の要望意見を札幌法務局に参考通知した資料及び④当該事案の処理状況が分かる相談対応票」に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定し、全部開示したが、審査請求人は、総務省のサーバーから北海道管区行政評価局に送信された審査請求人のインターネットによる行政相談の内容が添付されたメールに記録された保有個人情報の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件

対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 審査請求人が開示を求める上記1のメールに記録された保有個人情報の有無について、理由説明書(上記第3)及び当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させた結果によれば、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 審査請求人が開示を求めるメールは、総務省ホームページの「インターネットによる行政相談受付」を利用して審査請求人が送信した行政相談について、受信したことを知らせるため、メールサーバーから北海道管区行政評価局に対して自動送信されたメールであると特定できる。

イ 当該メールは、行政相談の申出人が総務省ホームページの「インターネットによる行政相談受付」を利用して行政相談の申出を行った場合に、申出人が入力した居住地域が所在する都道府県の管区行政評価局、行政評価事務所等の行政相談業務用メールアドレス宛てに総務省サーバーから自動送信されるものであり、相談者が入力した氏名、住所、電話番号、相談内容等がCSVファイルで添付される。

ウ 処分庁においては、当該メールは、北海道管区行政評価局標準文書保存期間基準において保存期間が1年未満と定められている行政相談事案処理の「申出文書」に該当するものとして、事案処理に必要な情報を相談対応票に記録した段階で適宜廃棄(削除)する取扱いとされていることから、当時の担当者が、相談内容等を相談対応票(別紙の2に掲げる文書3)に記録した後に廃棄したものである。

(2) そこで、当審査会において別紙の2に掲げる文書3を確認したところ、「受付年月日」欄には特定年月と同じ月の特定日1の日付が、「受付形態」欄にはインターネットで受け付けたことを示す「局所内受-インターネット」の文言が、「相談者情報」欄には審査請求人の氏名、住所等が記載された上で、「相談内容」欄には具体的な行政相談の内容が記載されていると認められるところ、このことからすれば、文書3は、特定年月に審査請求人が上記の「インターネットによる行政相談受付」を利用して行った行政相談(申出)の内容等を記録したものであることがわかる。

そして、上記(1)ウの北海道管区行政評価局標準文書保存期間基準について、諮問庁から提示を受け当審査会において確認したところ、諮問庁の説明のとおり、行政相談事案処理の「申出文書」については、保存期間が1年未満と定められていることが認められる。

以上によれば、上記(1)ウの諮問庁の説明が、不自然、不合理であるとまではいえない。

(3) また、保有個人情報の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局

職員をして諮問庁に確認させたところ、北海道管区行政評価局の行政相談業務用メールの受信ボックス内を確認した外、本件行政相談を受け付けた同局の職員に対して、紙媒体又は電子媒体により別途保存した事実はないことを確認するとともに、同局における個別行政相談事案の担当部署である行政相談部首席行政相談官室の執務室内、書庫内及び共用ドライブ内を探索したとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の問題はないと認められる。

(4) したがって、北海道管区行政評価局において、「総務省のサーバーから北海道管区行政評価局に送信された審査請求人のインターネットによる行政相談の内容が添付されたメール」に記録された保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、その外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報の存在をうかがわせるような事情も認められないことから、北海道管区行政評価局において本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、総務省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件請求保有個人情報

「審査請求人が北海道管区行政評価局に特定年月に行政相談し、特定日Hに同局から電話連絡を受けた事案について、①審査請求人が総務省のホームページからインターネットにより同局に公証制度に関する要望意見を申し出た文書、②同日に同局が審査請求人に電話確認した内容が分かる資料、③同局が審査請求人の要望意見を札幌法務局に参考通知した資料及び④当該事案の処理状況が分かる相談対応票」に記録された保有個人情報

2 本件対象保有個人情報が記録された文書

文書1 特定の行政相談事案に関して審査請求人が総務省のホームページからインターネットにより北海道管区行政評価局に申し出た要望意見を記録した文書

文書2 特定の行政相談事案に関して北海道管区行政評価局が審査請求人の要望意見を札幌法務局に参考通知した文書

文書3 特定の行政相談事案に関して北海道管区行政評価局が作成した相談対応票